

外注

カテゴリ: マネーライフ

記事タイトル: 【年収1000万円】独身・専業主婦世帯・共働き世帯で「手取り」はどのくらい違うのか

※サブタイトル: 年収1000万円の所得制限になる制度も確認

■LIMO公開日時

18日15時

拡張属性

※■YN配信: 有→経済

※■Yファイナンス配信: 有

■その他配信特記事項 (LINE配信無の場合、グノシー、ニコニコのカテゴリ指定など)

※画像ページ: 有↓

■画像ページタイトル

【画像】「年収1000万円」独身・専業主婦世帯・共働き世帯の社会保険料や税金、「手取り」はどれくらい違うのか比較！

■関連記事ID①<https://limo.media/articles/-/31685>

■関連記事ID②<https://limo.media/articles/-/31722>

■関連記事ID③<https://limo.media/articles/-/31677>

■関連記事ID④<https://limo.media/articles/-/31611>

■関連記事ID⑤<https://limo.media/articles/-/31619>

アイコン

※■TOP画像: 指定なし

追加属性

■タグ: 年収

■キーワード: 年収1000万円, 手取り, 独身, 専業主婦, 共働き, 社会保険料, 税金, 所得税, 住民税, 厚生年金保険料, 雇用保険料, 健康保険料, 計算

記事

■著者: 石倉博子

■本当の著者: 石倉博子

■編集者: 宮野茉莉子

※■監修者: 無

■目次生成: 無

■サマリー

同じ世帯年収1000万円でも、独身と専業主婦世帯、共働き世帯では手取りの額は変わってきます。実際の金額を計算しましょう。

■本文

同じ世帯年収1000万円でも、独身と専業主婦世帯、共働き世帯では手取りの額は変わってきます。

これは引かれる税金や社会保険料が、世帯構成によって異なるためです。

実際にどのくらい違うのか、それぞれの手取り額を計算して比べてみたいと思います。

また、年収1000万円は所得制限が適用される可能性があります。所得制限がある制度と目安となる年収も合わせてご紹介します。

世帯年収1000万円の3つの世帯パターン

世帯年収1000万円といっても、世帯構成によって生活イメージは大きく異なります。

税金や社会保険料は所得や扶養の有無によって金額が変わるため、手取り収入に違いが出てきます。

また、世帯の人数によって生活費も変わってくるので、家計の収支バランスからゆとりがある生活ができるのか、そうでないのかイメージができます。

ここでは、例として次の3つのパターンを想定してそれぞれ計算していきます。

パターン1: 独身

35歳会社員、年収1000万円（月収60万円＋ボーナス140万円×2回）

パターン2: 専業主婦世帯

夫: 35歳会社員、年収1000万円（月収60万円＋ボーナス140万円×2回）

妻: 32歳無職

子: 1歳

パターン3: 共働き世帯

夫: 35歳会社員、年収600万円（月収40万円＋ボーナス60万円×2回）

妻: 32歳会社員、年収400万円（月収30万円＋ボーナス20万円×2回）

※いずれも東京都在住（協会けんぽ加入）

※提示した情報以外の控除はないこととします

※社会保険料は「健康保険料」「厚生年金保険料」「雇用保険料」（40歳以上になると「介護保険料」が加わります）

では一つずつ確認していきましょう。

世帯年収1000万円「独身世帯」の手取りを計算

まずは先ほどの条件で、独身世帯の年間の手取り額を計算します。

- 独身世帯: 35歳会社員、年収1000万円（月収60万円＋ボーナス140万円×2回）

H3健康保険料

H4月収

59万円(標準報酬)×9.81%÷2=2万8939円(50銭以下切り捨て)

2万8939円×12カ月=34万7268円

H4ボーナス

140万円×9.81%÷2=6万8670円

6万8670円×2=13万7340円

計48万4608円

H3厚生年金保険料

H4月収

59万円(標準報酬)×18.3%÷2=5万3985円

5万3985円×12カ月=64万7820円

H4ボーナス

140万円×18.3%÷2=12万8100円

12万8100円×2=25万6200円

計90万4020円

※参考:全国健康保険協会「令和4年度保険料額表(令和4年3月分から)」

H3雇用保険料

1000万円×0.3%=3万円

社会保険料合計:141万8628円

H3所得税

1000万円－195万円(給与所得控除)=805万円

805万円－141万8628円(社会保険料控除)－48万円(基礎控除)=615万1372円

615万1000円(課税所得)※千円未満切捨て

615万1000円×20%(税率)－42万7500円(控除額)=80万2700円

※復興特別所得税は考慮しない

H3住民税

62万2500円

※個人住民税額シミュレーション(東京都中央区)を使用して試算

税金合計142万5200円

H3手取り額

1000万円－141万8628円(社会保険料)－142万5200円(税金)=715万6172円

世帯年収1000万円「専業主婦世帯」の手取りを計算

次に専業主婦世帯の手取りです。

- 夫:35歳会社員、年収1000万円(月収60万円+ボーナス140万円×2回)
- 妻:32歳無職
- 子:1歳

H3社会保険料

社会保険料合計:141万8628円

※計算方法は「パターン1:独身」を参照

H3税金

H4所得税

1000万円－195万円(給与所得控除)＝805万円

805万円－141万8628円(社会保険料控除)－38万円(配偶者控除)－48万円(基礎控除)＝577万1372円

577万1000円(課税所得)※千円未満切捨て

577万1000円×20%(税率)－42万7500円(控除額)＝72万6700円

※復興特別所得税は考慮しない

H4住民税

57万4500円

※個人住民税額シミュレーション(東京都中央区)を使用して試算

税金合計 130万1200円

H4手取り額

1000万円－141万8628円(社会保険料)－130万1200円(税金)＝728万172円

世帯年収1000万円「共働き世帯」の手取りを計算

最後に共働き世帯の手取りを計算します。

- 夫:35歳会社員、年収600万円(月収40万円+ボーナス60万円×2回)
- 妻:32歳会社員、年収400万円(月収30万円+ボーナス20万円×2回)

H2夫の社会保険料

H3健康保険料

H4月収

41万円(標準報酬)×9.81%÷2＝2万110円(50銭以下切り捨て)

2万110円×12カ月＝24万1320円

H4ボーナス

60万円×9.81%÷2＝2万9430円

2万9430円×2＝5万8860円

計30万180円

H3厚生年金保険料

H4月収

41万円(標準報酬)×18.3%÷2=3万7515円

3万7515円×12カ月=45万180円

H4ボーナス

60万円×18.3%÷2=5万4900円

5万4900円×2=10万9800円

計55万9980円

H3雇用保険料

600万円×0.3%=1万8000円

社会保険料(夫)合計 87万8160円

H2妻の健康保険料

H4月収

30万円(標準報酬)×9.81%÷2=1万4715円

1万4715円×12カ月=17万6580円

H4ボーナス

20万円×9.81%÷2=9810円

9,810円×2=1万9620円

計19万6200円

H3厚生年金保険料

H4月収

30万円(標準報酬)×18.3%÷2=2万7450円

2万7450円×12カ月=32万9400円

H4ボーナス

20万円×18.3%÷2=1万8300円

1万8300円×2=3万6600円

計36万6000円

H3雇用保険料

400万円×0.3%=1万2000円

社会保険料(妻)合計 57万4200円

H2夫の税金

H3所得税

600万円－164万円(給与所得控除)=436万円

436万円－87万8160円(社会保険料控除)－48万円(基礎控除)=300万1840円

300万1000円(課税所得)※千円未満切捨て

300万1000円×10%(税率)－9万7500円(控除額)=20万2600円

※復興特別所得税は考慮しない

H3住民税

30万7500円

※個人住民税額シミュレーション(東京都中央区)を使用して試算

税金(夫)合計 51万100円

H2妻の税金

H3所得税

400万円－124万円(給与所得控除)＝276万円

276万円－57万4200円(社会保険料控除)－48万円(基礎控除)＝170万5800円

170万5000円(課税所得)※千円未満切捨て

170万5000円×5%(税率)＝8万5250円

※復興特別所得税は考慮しない

H3住民税

17万8000円

※個人住民税額シミュレーション(東京都中央区)を使用して試算

税金(妻)合計26万3250円

H2手取り額

H3夫

600万円－87万8160円(社会保険料)－51万100円(税金)＝461万1740円

H3妻

400万円－57万4200円(社会保険料)－26万3250円(税金)＝316万2550円

H3世帯合計

1000万円－145万2360円(社会保険料)－77万3350円(税金)＝777万4290円

【年収1000万円】手取りが一番多いのは共働き世帯

独身の場合は控除額が少ないため、税金が多くなり、手取りは一番少ない715万6172円となりました。

■世帯年収1000万円の手取り額(年額)

	社会保険料	税金	手取り
独身	141万8628円	142万5200円	715万6172円
専業主婦世帯	141万8628円	130万1200円	728万172円
共働き世帯	145万2360円	77万3350円	777万4290円

出典:筆者作成

専業主婦世帯の場合は、配偶者控除や子育て世帯向けの控除があるため、税金が軽減され、手取りは728万172円となりました。

共働き世帯は夫婦の収入を合わせて1000万円なので、課税対象額が増えるほど税率が上がる「累進課税制度」では税率が低くなり、税金の負担が軽くなることで手取り額は一番多くなります。

年収1000万円は所得制限に引っかかる？

年収1000万円世帯はしばしば所得制限に引っかかりやすいと言われます。

たとえば児童手当です。

児童手当の所得制限

児童手当は中学生までの子どもがいる世帯に支給されます。

3歳未満は一律1万5000円、3歳以上小学校修了前は1万円（第3子以降は1万5000円）、中学生は一律1万円です。

児童手当には所得制限が設けられています。

■所得制限限度額と所得上限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得制限限度額	収入額の目安額	所得上限限度額	収入額の目安額
0人	622万円	833.3万円	858万円	1071万円
1人 (児童1人等)	660万円	875.6万円	896万円	1124万円
2人 (児童1人＋年収103万円以下の配偶者等)	698万円	917.8万円	934万円	1162万円
3人 (児童2人＋年収103万円以下の配偶者等)	736万円	960万円	972万円	1200万円
4人 (児童3人＋年収103万円以下の配偶者等)	774万円	1002万円	1010万円	1238万円
5人 (児童4人＋年収103万円以下の配偶者等)	812万円	1040万円	1048万円	1276万円

出典：内閣府「児童手当制度のご案内：子ども・子育て本部」をもとに筆者作成

児童手当の支給要件として、子どもを養育している人の所得が「所得制限限度額」未満である必要があります。

ただし、「所得制限限度額」以上「所得上限限度額」未満の場合は、特例給付として、児童1人当たり月額一律5000円が支給されます。※

※令和4年10月支給分から、「所得上限限度額」以上の場合には、特例給付は支給されません。

これまで、「所得制限限度額」以上の場合には一律5000円の特別給付がありましたが、これにも「所得上限限度額」という上限を設けて、特別給付にも制限がかけられました。

扶養親族とは、同一生計の配偶者と子どもを指します。

前出の「パターン2：専業主婦世帯」の場合、妻と子ども1人なので扶養親族は2人となり、収入額の目安を参考にすると、児童手当は受けられず、特別給付が受けられます。

その他の所得制限がある子育て支援

高校生のいる家庭の授業料負担を軽減するための制度である「高等学校等就学支援金」には所得制限が設けられています。

対象となる年収の目安としては、両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の子供がいる世帯で年収約910万円未満となります。

他にも、子どもの医療費の一部または全額を自治体が助成する「小児医療費助成制度(自治体によって名称が異なる)」に所得制限を設けているケースがあります。

対象年齢や助成内容、所得制限の有無などは各自治体で異なるため、お住まいの市区町村のホームページで確認してみてください。

まとめにかえて

同じ世帯年収1000万円でも、世帯構成によって手取り額が違ふこと、また、子どもを持つ家庭では年収1000万円は所得制限によって、支援を受けられてない可能性が高いということがわかりました。

独身の場合は支出も1人分なので、年収1000万円は手取りが少なくとしても余裕のある生活ができるでしょう。

専業主婦(主夫)世帯や共働き世帯は子どもがいると支出が増え、世帯年収1000万円といえども余裕があるとはいえない状況でしょう。

子育て支援の所得制限は議論の余地があると思います。世帯年収だけではわからない収支バランスによって生活イメージを捉えることが大事でしょう。

参考資料

[全国健康保険協会「令和4年度保険料額表\(令和4年3月分から\)」](#)

[内閣府「児童手当制度のご案内:子ども・子育て本部」](#)

[文部科学省「高等学校等就学支援金制度」](#)

[東京都中央区「個人住民税額シミュレーション」](#)